

○財務省告示第三十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年一月十二日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年二月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百四十九回）
二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を
図るための公債の発行の特例に
関する法律（平成二十四年法律
第一百一号）第三条第一項並びに
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格

三 振替法の適用等

四 発行方法

て得られる価格をその発行価格

十 十
三 二

争入札及び外国
債市場特
別参加者
・第Ⅱ非
価格競争
入札発行
利率
経過子
の払込み

十
四

初
期
利
子

年○パーセント
募入決定の通
払込金額を加
り算出した額
を第二号に規
定する期日に
払い込むもの
とする

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 23}{100 \times 365}$$

平成三十年六月二十日
と、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次の及び第十六号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十
五

第
二
期
以
後
の
利
子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を以て、その日以前六月間に
属する

十
六

償
還
限

平成三十一年十二月二十日

十
七

償
還
金
額

日本銀行額百円につき百円

十
八

元
利
支
所
加

財務大臣から通知を受けた者

十
九

入
札
参
加

二十

者

込
期
日

平成
三十
年一
月十
二日